

専門医試験に関するお知らせ

平成22年9月に施行しました第4回小児科専門医試験において、受験者3名の症例要約の一部に不正行為を認めました。書類審査により、2名に複写と虚偽記載が、1名に診療実績を証明することができなかったことが判明しました。

その後、直ちに試験運営委員会、中央資格認定委員会および理事会で厳正な調査と審議を行った結果、複写と虚偽記載をした2名には2年間の小児科専門医試験受験資格の停止、診療実績を証明することができなかった1名には1年間の小児科専門医試験受験資格の停止処分としました。さらに、3名が所属する研修施設の指導責任医の資格を2年間停止しました。また、試験運営委員会、中央資格認定委員会、理事会での調査と審議を経て厳正な調査により、今回の不正行為は3名の個人的なもので関連施設の他の受験者の症例要約に不正行為は見られなかったこと、施設ぐるみではないことを併せて確認しました。

今後はこのような不正行為を繰り返さないための対策として、試験運営委員会では、受験出願提出時には「不正をしないこと、自分が診療研修した症例要約であること」を直筆署名で誓約していただくことといたしました。

日本小児科学会は不正に対し今後も厳正に対処し、社会から信頼される小児科専門医の育成に努める所存です。

小児科専門医試験の開催地について

平成23年第5回小児科専門医試験の試験会場は関東の1か所とします。今後、関東地区と関西地区とで1年おきの開催については検討中です。